

文化芸術振興費補助金による助成金交付の基本方針

平成 23 年 6 月 23 日
芸術文化振興基金運営委員会決定
平成 30 年 4 月 1 日改訂
平成 31 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 9 月 22 日改訂

文化芸術振興費補助金（以下「補助金」という。）による助成は、以下の基本方針により行うものとする。

（助成目的）

1. 補助金による助成は、我が国の文化芸術団体等の芸術水準の向上や国際発信力の強化、文化芸術の鑑賞機会の充実等を主な目的とし、これらに資すると認められる創造性・芸術性の高い実演芸術の活動、新進芸術家等の育成に資する活動、劇場・音楽堂等の機能強化等に資する活動、優れた日本映画の製作活動、多様な文化芸術活動を対象として実施する。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。

対象となる者は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能その他の芸術文化活動を主たる目的とする団体、複数の文化芸術団体若しくは実演芸術に関わる実演家やその創造・指導・制作に関わる専門のスタッフが所属する全国的な団体（以下「統括団体」という。）、劇場・音楽堂等を設置する者若しくはその運営者、又は映画の製作活動を主たる目的とする団体とし、一定の要件を充たすものについて対象とする。

（助成対象活動）

2. 補助金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、芸術文化活動又は劇場・音楽堂等の機能強化等に資する活動に要する経費に対し、定額の助成金を交付する。

助成金の交付を通じ、我が国の芸術水準や国際的なプレゼンスの向上等に資すると認められる創造性・芸術性の高い実演芸術の実現、新進芸術家等の活躍、劇場・音楽堂等の機能強化、優れた日本映画の製作又は鑑賞機会の充実など適切な助成効果が得られるよう配慮するものとする。

ただし、芸術文化団体等の自主性については、十分尊重されなければならない。

3. 補助金による助成は、多様な芸術文化活動や劇場・音楽堂等の機能強化に資する活動を対象に行う必要があるが、次のような活動に対して適切に配慮する。
 - （1）我が国の芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動
 - （2）新たな創作活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）や伝統的な音階や技法を用いた新作公演等意欲的な公演活動
 - （3）大型公演、通年の定期公演、共同制作公演等相当規模以上の公演活動
 - （4）我が国の芸術水準と国際的プレゼンスの向上に資することが期待される、海外公演、海外との共同制作、国内で行われる国際フェスティバル
 - （5）次代を担い、創造性豊かな新進芸術家や舞台技術者、アートマネジメント人材等を育成するための実践機会や研修機会を提供する活動

- (6) 我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上、地域コミュニティの創造と再生、活性化を図るための活動
- (7) 我が国の優れた映画の製作活動を奨励し、映画の振興を図るための日本映画の製作活動
- (8) 多くの人々の鑑賞機会の充実や、統括団体等による活動拠点の形成促進を通じた文化芸術の広範な普及等を図るための活動

(国・地方公共団体・民間等との連携)

- 4. 補助金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の取組み等を尊重し、共同し、又は分担するなどの連携を図りつつ効果的に実施する。

その際、補助金の助成は、同一の芸術文化活動に対して芸術文化振興基金の助成並びに他の文化庁の助成と重複して行わないこととする。

(その他)

- 5. 補助金による助成に当たっては、芸術文化活動の実態に応じて、効果的な運用に努める。

具体的には、芸術文化活動の審査・評価及び意見交換等を通じて、その自律的・持続的な発展のための伴走支援に資するものとする。

- 6. 採択手続きの透明化を図るため、採択された活動、助成金の額及び専門委員氏名について公表するものとする。

附 則

(適用期日)

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月1日 芸術文化振興基金運営委員会改訂)

(適用期日)

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年4月1日 芸術文化振興基金運営委員会改訂)

(適用期日)

この方針は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年9月22日 芸術文化振興基金運営委員会改訂)

(適用期日)

この方針は、令和7年10月1日から適用する。